



# The Supporters Times

サポーターズタイムズ



私たち、社が部・個行  
秋葉党

衆議院議員 秋葉賢也 政策・活動レポート

## 6月12日(みやぎ県民防災の日)と11月5日(津波防災の日)を教訓として



6月12日は「みやぎ県民防災の日」です。毎年、県内のすべての市町村で防災訓練が行われてきました。最近の若い人たちや転勤などで仙台に来られた方などはご存じないかもしれません。今から34年前の1978年のこの日、M7.4、震度5を記録した宮城県沖地震があった日です。

当時高校1年生だった私は鮮明に覚えています。帰宅直後の夕刻、今までに一度も経験したことがない突き上げられるような強烈な「縦揺れ」に恐怖心を覚えました。幸いにも今回のような甚大な津波被害こそありませんでしたが、死者28名、負傷者1万名以上、多くのブロック塀が倒壊し、建物の全半壊7400戸、一部損壊約9万戸、すべてのライフラインが停止し、完全に都市機能が麻痺した初めての都市型地震災害だといわれています。

宮城県ではこの災害が大きな教訓となり、防災計画が抜本的に見直され、全国的に見ても公共施設の耐震補強化率や地震保険の加入率などは全国一の水準でしたし、比較的県民の防災意識も高いと言われてきました。しかしながら、巨大津波に対する備えは必ずしも十分でなかったことを謙虚に反省しなければなりません。

実は、3.11の東日本大震災が発生する9か月前の2010年6月、自民党の津波対策議員連盟が中心となって「津波対策推進法案」を国会に提出していました。『この法律は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため津波対策を推進するにあたっての基本認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を統合的かつ効果的に推進すること』を目的にしたものです。

しかし、この法案は、民主党に無視され続け審議入りすらできませんでした。ところが、昨年3.11の巨大津波が現実のものとなり、民主党も審議に応じ、昨年6月によりやく一年遅れで成立しました。もしも震災前に成立していれば、もっと多くの人命を救済し、被害を軽減できたのではないかと思うと残念でなりません。

なぜならこの法律では、「稲むらの火」(注釈)の故事にちなんで、毎年、11月5日を「津波防災の日」と定め、津波による避難訓練を実施するよう義務付けており、東日本大震災が発生する4か月前には全国的に避難訓練が行われていたはずだからです。

いずれにしても震災から1年2か月経ちました。復旧復興の足音が着実に被災者の皆さんに伝わるように、今後の具体的な取り組みのスケジュールを明示しながら取り組んで参ります。

(注釈)今からおよそ150年前、紀州広村(現在の和歌山県広川町)は安政南海地震とそれに伴う津波に見舞われました。村は、36名の死者を出し、被害にあわなかった家は1軒もないなど、大きな被害を受けました。このとき35歳になる浜口梧陵は、逃げ遅れた者が逃げる方向を見失わないように、道筋にあたる水田の稲むらに松明で次々に火をつけ、村人を安全な場所に導きました。また、彼は、被災者用家屋の建設、農機具・漁具の配給を始め被災者の救済に尽力するとともに、私財を投じて高さ約5m、延長約600mの堤防を築きました。

衆議院議員  
自民党副幹事長 秋葉賢也

【活動ブログ】 [www.akiba21.net](http://www.akiba21.net) 【ツイッター】 @akibakenya 更新中! 秋葉賢也 検索

**「青年部（インフィニティクラブ）」設立**

**秋葉けんや後援会**




有志の方々が、秋葉けんや後援会青年部「インフィニティクラブ」を立ち上げて下さいました。5月18日の第一回総会には、約80名の方にご参加いただき、ゲストとして衆議院議員の石破茂先生をお迎えしてご講演いただきました。こうした若い皆さんとの活発に意見交換を大切に、政策立案に生かして参ります。

多くの皆様にご購入いただき心より感謝申し上げます。全国の主要書店やアマゾン等のインターネットでもお求めいただけます。

**「松下幸之助 最後の言葉」**

秋葉賢也著(角川SSC新書)定価760円



秋葉賢也 衆議院議員

秋葉代議士のホームページが、装いも鮮やかにリニューアルしました!

是非、ご覧になって下さい。



**タウンミーティング(国政報告会)**  
秋葉代議士を囲んで意見交換を楽しみませんか?

**6月28日(木) 若林区**  
19時 @若林区文化センター

**6月29日(金) 泉区**  
19時 @イズミティ21

**6月30日(土) 宮城野区**  
19時 @中野栄コミュニティセンター

**GWは街頭キャラバン一色!**

今年、4月28日から始まった大型連休。この貴重な期間は、地元の皆さんに、直接、国政についてお話させて頂くために、5月3,4,5,6日連続にわたり、仙台市泉区、若林区、宮城野区等で、街頭演説をさせて頂きました。地元の皆さんの「励まし声」、本当に感謝しています。



**第22回羽根川杯少年野球大会開会式**

5月13日快晴。風は少し強い状況でしたが、野球には絶好のコンディションの中、羽根川設備工事さん主催の第22回羽根川杯少年野球大会の開会式が開催され、秋葉代議士は、来賓挨拶の中で選手たちを激励しました。



**ホラゾン学園開校式に出席**

秋葉代議士は、トルコ議連の事務局次長を務めている縁でホライゾン学園の理事長とは長年のお付き合いがあり、5月19日、地元の国会議員として同学園の開校式に来賓として出席しご挨拶させて頂きました。



**現  
地  
現  
場  
主  
義**

秋葉代議士の政治活動の原点です

5月20日、泉区身体障害者福祉協会の定期総会にて。



5月21日、宮城県泉区生活衛生共同組合の定期総会にて。

5月下旬は  
定期総会ラッシュ

5月23日、宮城県土地家屋政治連盟の定時大会でご挨拶。



5月23日、仙台たばこ販売協同組合通常総代会にて。

**防災集団移転促進事業 (ホットニュース)**

仙台市において実施した「防災集団移転促進事業等」の申出書の結果が公表されました! 対象者の過半数以上が、市から土地を借入れする形で、集団移転を希望しています!

1) ご希望する住宅の再建方法は?  
災害危険区域移住者の回答合計数 1166人

① 集団移転	54% (630人)
② 単独移転	18.5% (216人)
③ 復興公営住宅	20.2% (235人)
④ 未定等	7.3% (85人)

2) 集団移転をご希望される方について伺います。土地の所有形態についてのご希望は?

① 市から土地を借入する	59.8% (377人)
② 市から土地を購入する	13.8% (87人)
③ 未定等	26.3%

3) ご希望される移転先

① 荒井西地区	25.2% (159人)
② 田子西隣接地区	10.8% (68人)
③ 田子西地区	8.1% (51人)
④ 岡田地区	7.5% (47人)等

~ kenya's PLOFILE ~



- 昭和37年7月3日宮城県生まれ、49才。
- 角田高校を経て、中央大学法学部卒業、東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了。
- 財松下政経塾卒塾生(第9期生 宮城県初)を経て、宮城県議会議員(三期)を務める。
- 総務大臣政務官などを経て、現在、衆議院議員(三期目)。自民党副幹事長(三回目)。シャドウキャビネット総務副大臣。
- 衆議院外務委員会委員、沖縄及び北方問題特別委員会筆頭理事、災害対策特別委員会委員、東日本震災復興特別委員会委員、自民党副幹事長、総務部会長代理、情報通信関係団体委員長などを務める。
- 著書:『松下幸之助「最後の言葉」』(角川SSC新書)、『地方議会における議員立法』(文芸社)、『東北の夢創造』(ぎょうせい)。
- 趣味:スポーツ・音楽・映画。 ● 特技:書道二段・空手初段。
- 尊敬する人:松下幸之助、マザーテレサ。

**秋葉賢也 事務所**  
[www.akiba21.net](http://www.akiba21.net)

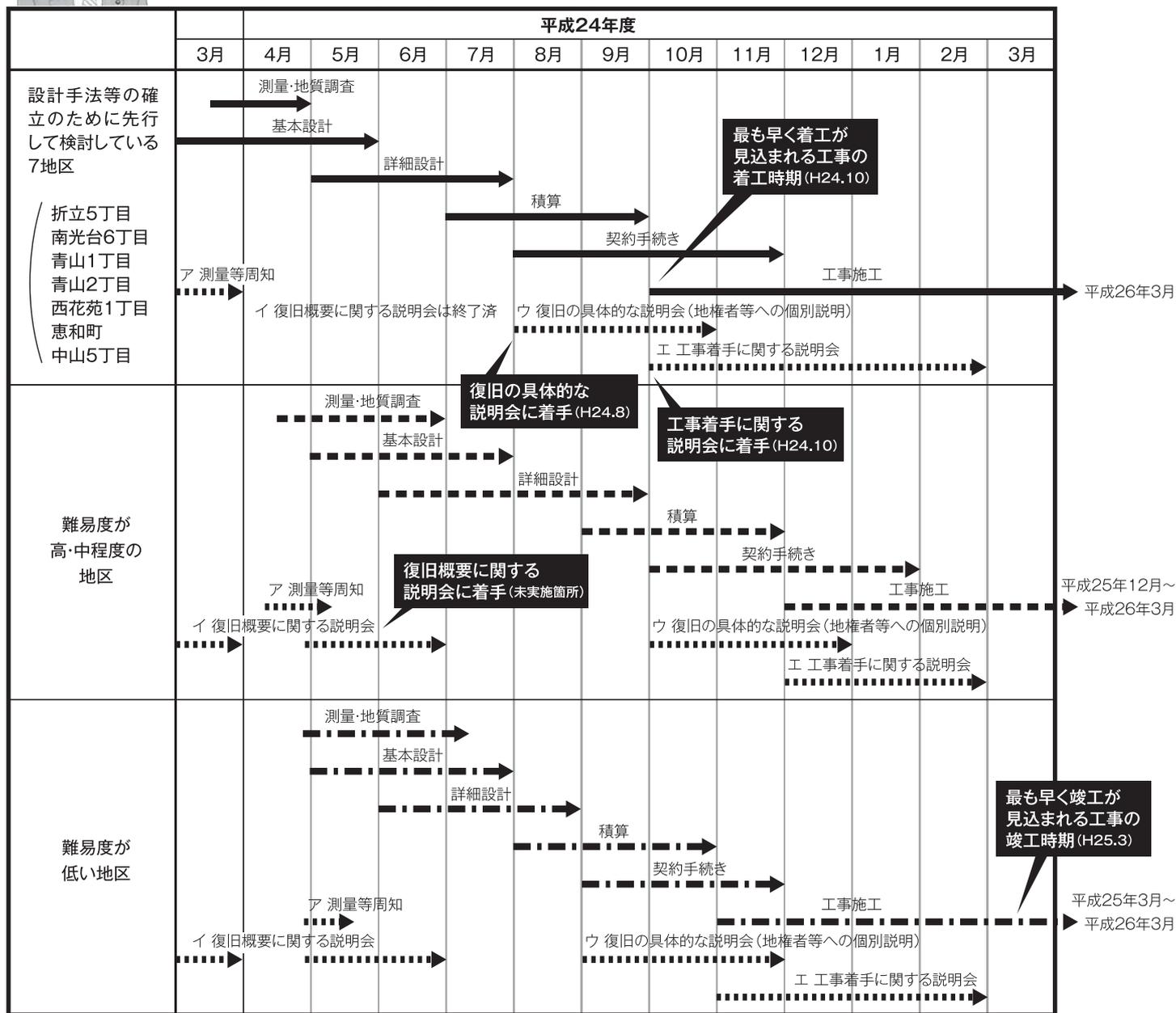
仙台市泉区上谷刈4-17-16  
Tel 022(375)4477  
Fax 022(375)0057

購読料 年額6,000円  
編集 (株)アクトジャパン



# 復興施策の進捗状況 ~これからの道のり~

公共事業(造成宅地滑動崩落緊急対策事業)のスケジュール



## 復興交付金：宮城県要望の約180%支給を決定!

復興交付金の第二回申請分について、復興庁は、5月25日、交付可能額を発表しました。

〈第2回目の交付可能額通知(5月25日)〉

単位:億円、%

	第2回申請額(A)	交付可能額(B)	B-A	B/A(%)
事業費	976.7	1,703.6	726.9	174.4
うち交付金	788.8	1,418.2	629.4	179.8

(注1) 上記は県分と市町村分の合計額である。  
(注2) 申請額は、4月4日時点のものである。

〈第1回目の交付可能額通知(3月2日)〉

単位:億円、%

	第1回申請額(A)	交付可能額(B)	A-B	B/A(%)
事業費	2,657.0	1,436.2	▲1,220.8	54.1
うち交付金	2,032.5	1,162.3	▲870.2	57.2

(注) 上記は県分と市町村分の合計額である。



是非  
ご活用  
ください!

# 平成24年度 税制改正による支援策

## 法人税

減免・免除・還付を利用できます!

平成24年3月10日までの間に終了する事業年度で、震災により生じた損失金額がある場合、その事業年度の**前2年間に遡って法人税額**の繰り越し還付を受けることができます。

## 相続税・贈与税

相続税又は贈与税の課税対象となる財産の価額のうち1/10以上が被害を受けた場合、**相続税又は贈与税が減免・免除**されます。

## 被災者が取得した住宅取得等の資金の贈与税

住宅等が被災した方が**平成23年3月11日から平成26年12月31日までに、その直系尊属から住宅取得等の資金の贈与を受けて住宅を新築取得した場合**、その資金が非課税になります。

平成23年度分 → 1000万円まで非課税

平成24年度以降 → ☆一定の省工ネ耐震基準を満たす住宅 → 1500万円まで  
☆上記以外 → 1000万円まで非課税



## 住宅借入金等特別控除の 借上げ限度額や控除率の引上げ

居住年 (平成)	借入限度額 (円)	控除率 (%)
23年	4000万	1.2*
24年	4000万	1.2
25年	3000万	1.2

\*現行制度では、1%

## 事業用資産についての特例

事業用資産の震災損失額の割合が**全事業用資産等の1/10以上**の方  
→ **青色申告の方** 平成23年分の純損失金額  
→ **白色申告の方** 平成23年度分の被災事業用資産の損失金額による純損失金額

## 新たに取得した資産の特別償却

→被災資産の代わりに新たに取得した資産について、**所得税・法人税の特別償却を受けることができます。**  
→対象:平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得された資産。

## 事業用資産を買い換えた場合

→譲渡した不動産の譲渡益に対する**所得税・法人税の課税を繰り延べ**することができます。  
→対象:平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡される資産。

お問い合わせ窓口 仙台中税務署 TEL 783-7831

# 「防災基本計画」

～修正のポイントをご紹介～

昨年12月、中央防災会議で、『防災基本計画』が修正され、新たに**第三編「津波災害対策編」**が設けられました。

## 1. 「津波災害対策編」の新設

## 2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

- ① あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
- ② 二つのレベルの想定とそれぞれの対策
  - 1) 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的対策
  - 2) 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
- ③ 津波に強い街づくり  
浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備等(津波到達時間が短い地域では、おおむね**5分程度で避難可能となるまちづくり**)
- ④ 国民への防災知識の普及
  - 1) 強い揺れを感じた場合等、迷うことなく迅速かつ自主的に避難すること等の知識を普及させる。
  - 2) 防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
  - 3) 津波ハザードマップの整備及び住民への周知
- ⑤ 地震・津波に対する研究及び観測体制の充実
- ⑥ 津波警報等の伝達及び避難体制確保
  - 1) 受けての立場に立った津波警報等の発表
  - 2) 携帯電話等多様な手段による確実な伝達
  - 3) 具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化等
- ⑦ 地震の揺れによる被害の軽減策  
浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策等

## 3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

(例) 避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮  
洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫  
避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供等

## 災害対策基本法の一部改正

東日本大震災を教訓に、5月18日、災害対策基本法改正案が閣議決定されました。改正案には、大規模広域な災害時における被災者対応が盛り込まれています。

- ・ 救援物資等を被災地に確実に支給する仕組みの創設(新設)
- ・ 市町村・都道府県の区域を超える被災民の受入れに関する調整規定の創設(新設)

## Kenya Active Pictures in Tokyo

観光産業推進復興施策  
国際競争力の強化を!



5月22日の開業に先立ち開催された「東京スカイツリータウン開業祝」へ出席しました。(5月14日)

「沖縄復帰40周年記念式典」に衆院沖縄北方問題特別委員会筆頭理事として参列。(5月15日。那覇市民会館)



5月17日アンナ・セマンバ・マキンダ・タンザニア連合共和国国民議会議長一行訪日を記念会に、アフリカ議連代表として出席致しました。

5月22日、オグトゥ駐日ケニア大使と、日本ケニア議連の事務局長として懇談し、来年日本で開催されるTICADV等について意見交換致しました。

